

令和7年度（2025年度）

保育園・認定こども園（保育園コース）利用ガイド

申込みは原則オンラインのみで受付けをします。

★申込期限★

<u>4月入園</u>	<u>一次申込 令和6年9月9日（月）～10月25日（金）</u>
	<u>二次申込 令和6年11月5日（火）～令和7年1月24日（金）</u>
<u>5月以降</u>	<u>途中入園 入所希望月の前々月1日～前々月25日</u>

(例 5月入園：3月1日～3月25日)

申込方法など詳しくは別紙「入園のご案内」か安城市ホームページの「令和7年度 保育園・認定こども園オンライン申込み」（下記QRコード）からご確認ください。



安城市保育課



目次

I	保育園・認定こども園（保育園コース）の入園について	
1	年齢について	1
2	保育園・認定こども園とは	2
3	保育園・認定こども園（保育園コース）に入園するには	
4	教育・保育給付認定とは	4
5	申込みに必要な書類	6
	保育を必要とする証明書	7
	就労証明書の証明者と添付書類一覧	8
6	申込みから入園までの流れ（令和7年4月入園の場合）	9
	申込みから入園までの流れ（令和7年5月以降の入園・転園の場合）	10
7	申込みの不承諾・決定の取消とは	11
8	利用調整について	
9	兄弟姉妹同時申込時の利用調整について	
10	入園期間について	13
11	その他、申込みに関するご注意	14
12	入園後の転園について	15
13	アレルギーのあるお子様について	
14	支援が必要なお子様について	
II	保育料等（利用者負担額）	
1	保育料（0～2歳児のみ）	16
2	延長保育利用料	18
3	給食費（3歳児以上のみ）	
4	算定の基準となる市町村民税額	
III	コース・延長保育のご案内	19
IV	利用調整指數表	23
V	保育園・認定こども園（保育園コース）紹介	25

保育園・認定こども園（保育園コース）の入園について

1 年齢について

保育園・認定こども園における入園児童の年齢とは、下記の「保育年齢」です。入園年度の4月1日現在の年齢が保育年齢です。

なお、誕生日を迎えても令和7年度中に保育年齢の変更はありません。

	生年月日	対象クラス (保育年齢)	小学校就学前までの期間
3歳児以上	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年4月2日～2020年4月1日)	年長 (5歳児)	令和8年3月31日まで (2026年3月31日まで)
	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日)	年中 (4歳児)	令和9年3月31日まで (2027年3月31日まで)
	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)	年少 (3歳児)	令和10年3月31日まで (2028年3月31日まで)
3歳児未満	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)	2歳児	令和11年3月31日まで (2029年3月31日まで)
	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日～2024年4月1日)	1歳児	令和12年3月31日まで (2030年3月31日まで)
	令和6年4月2日～令和7年4月1日 (2024年4月2日～2025年4月1日)	0歳児	令和13年3月31日まで (2031年3月31日まで)
	令和7年4月2日～令和8年4月1日 (2025年4月2日～2026年4月1日)	0歳児	令和14年3月31日まで (2032年3月31日まで)

《参考》同居の祖父母の年齢

生年月日	令和7年4月1日時点での年齢
昭和35年4月2日以降（1960年4月2日以降）	64歳以下
昭和35年4月1日以前（1960年4月1日以前）	65歳以上

2 保育園・認定こども園とは

保育園

保護者が仕事や病気などのため、保育を必要とする場合に、日々保護者にかわって保育することを目的としています。「小学校入学準備のため」、「集団に慣れるため」、「友だちを作るため」、「教育のため」などでは、入園の対象とはなりませんのでご注意ください。

認定こども園

幼児教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つ施設です。

3 保育園・認定こども園（保育園コース）に入園するには

保育園・認定こども園の利用を希望する保護者の方には、利用のための教育・保育給付認定を受けていただきます。

入園月に、以下の条件に該当する方が、保育園・認定こども園（保育園コース）入園のための認定を受けることができます。

※教育・保育給付認定の詳細は、次ページをご覧ください。

- ◎ 安城市に居住しており、安城市に住民票のある小学校就学前の子ども及びその保護者
- ◎ 小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが次の「保育を必要とする理由」に該当する場合

保育を必要とする理由	保護者の状況
就労（※1）	月に60時間以上労働している（幼児・低年齢児問わず） ※就労形態（正社員・パート等）は問いません ※令和7年4月から育休復帰される方は就労の認定になります
妊娠・出産	妊娠中である、または出産後間がない。 ※出産予定日2か月前の月初日（多胎児の場合は4か月前の月初日） から出産日の6か月後の月末日まで（※3）
育児休業（※2） (3歳児以上)	令和7年度中に育児休業から復帰する予定である。 ※令和7年度中に育児休業から復帰されなかった場合は退園となることがあります。
疾病・障害	病気や負傷、または精神や身体に障害を有している。
介護・看護	長期にわたり病気や負傷、精神や身体に障害を有する同居の親族を常時介護している。
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
求職活動	求職活動（起業準備も含む）を継続的に行っている。
就学	月に60時間以上就学している（幼児・低年齢児問わず）
虐待・DV	虐待・DVの恐れがある。
その他	市長が認める前各号に類する状態にある。

※1 有期雇用の方で雇用期間が令和7年3月31日までの場合は、就労証明書に雇用期間の更新についての記載がなければ受付できません。

※2 育児休業、介護休業育児等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、その他の育児休業に関する法律に基づくもの

※3 令和7年度からの変更点です。

★上記の状態であることを確認させていただくために、必要な書類等が異なります。詳細については「5 申込に必要な書類」（6ページ～8ページ）をご確認ください。

令和7年度からの変更点

★幼児以上に限り、「育児休業」認定で入園が可能になります。ただし、令和7年度中に育児休業から復帰する必要があります。申込みに必要な書類は、「5 申込に必要な書類」（6ページ～8ページ）をご確認ください。利用調整点数については「IV 利用調整指数表」（23～24ページ）をご確認ください。利用時間は、8：15～16：15となり、延長保育はご利用いただけません。

★妊娠・出産を理由に保育が必要と認められる期間が、出産予定日の2か月前の月初日（多胎児の場合は4か月前の月初日）から、出産日の6か月後の月末までとなります。他に保育を必要とする理由がなければ出産日の6か月後の月末で退園となります。保育を必要とする理由がある場合は、教育・保育給付認定変更申請書兼届出書と保育認定に必要な書類（「申込に必要な書類」6ページ～8ページをご覧ください）を認定が切れる前月末の25日までに園に提出してください。

★低年齢児の保育を必要とする就労・就学時間が80時間から60時間になります。

FAQ

Q：自営業やパート・アルバイトでも育児休業の理由で申込みができますか？

A：自営業やパート・アルバイトの場合でも就労証明書の提出があれば育児休業での申込みが可能です。自営業の方は別途添付資料も必要となりますので「5 申込に必要な資料」（6ページ～8ページ）をご覧ください。

Q：育児休業の理由で入園後、年度内に育休復帰する意思がなくなった場合、年度内までは預けることができますか。

A：意思がなくなり退職された場合は、その時点で退園となります。ただし、やむをえない事情（病気になった、会社都合で解雇となったなど）がある場合は、認定変更で事由を変えることができる場合があるので保育課へお問合せください。

Q：上の子は3歳児で育児休業の理由で申込みをします。復職予定日が年度内よりも未来の日付の場合、備考欄に「下の子が入園できた場合は、育児休業を短縮し入園月の〇日に復職します。」との但し書きのある就労証明書であれば、申込みができますか。

A：申込みは可能です。ただし、下の子の利用調整を必ず行い、園に入園可能な月に入園してください。

Q：上の子は3歳児で育児休業の理由で申込みをします。就労証明書の復職予定日が4月よりも前の日付でも受付できますか。（3月に復職予定だが、育休を延長する予定）

A：受付はできますが、就労認定での申込みではなく、育児休業認定での申込みであるか確認のため保育課から連絡がいくことがあります。（年度を越えて育児休業を延長する場合は受付できません）

4 教育・保育給付認定とは

保育園・認定こども園などの施設の利用を希望する場合、保護者に利用のための認定を受けていただく必要があります。教育・保育給付認定の申請（利用申込みと同時に実施）をすることによって、次のとおり認定区分（1号、2号、3号認定）、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）、認定事由（就労、妊娠・出産、求職活動 等）、利用期間、利用者負担額が決定され、支給認定証が発行されます。

※認定こども園（幼稚園コース）の利用を希望する場合は、1号に認定されます。

認定区分

認定区分	条件
1号認定	満3歳以上で教育を必要とする場合
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする場合
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする場合 (※2歳児は3歳の誕生日を迎えると年度途中で2号認定となります)

※入園中に3歳の誕生日を迎える場合、切り替え時期になりましたら、保育課から2号認定の認定証を郵送します。保護者の方に行っていただく手続きはございません。なお、保育料無償化の対象となるのは年少児（3歳児）になってからです。

認定事由および保育必要量

認定事由	認定期間	保育必要量
就労	小学校就学前まで	従事時間による
妊娠・出産	出産予定日2か月前の月初日（多胎児の場合 は4か月前の月初日）から <u>出産日の6か月後の 月末日まで</u> （※2）	原則標準時間
育児休業	復職するまで	短時間のみ
疾病・障害	診断書の記載期間	原則短時間（標準時間も可）
介護・看護	必要と認められる期間	原則短時間（標準時間も可）
求職活動	1か月（3歳児以上は2か月延長可）	短時間のみ
就学	在学証明書の記載期間	従事時間による
災害復旧、DV等、その他	必要と認められる期間	原則標準時間（短時間も可）

従事時間による保育必要量

保育必要量	従事時間（1か月あたり）
保育短時間	60時間以上120時間未満
保育標準時間	120時間以上

従事時間が60時間未満の場合は
通常の保育は申込みできません。

保育必要量に応じた利用時間

保育必要量	利用時間（1か月あたり）
保育短時間	必要に応じて延長保育利用可能 ※1
保育標準時間	8種類のコースから選択 ※1

※1 コース・延長保育の詳細については、19ページ「コース・延長保育のご案内」をご確認ください。

※2 令和7年度からの変更点です。

教育・保育給付申請をされた方へ

- 支給認定証は、有効期間中は内容に変更がない限り原則同じものを使用しますので届きましたら大切に保管してください。
- 教育・保育給付認定の審査は保育園・認定こども園の利用申込の審査等と同時に行う必要があり、時間を要します。

このため、支給認定証は保育園・認定こども園利用決定通知書等発送後、後日隨時郵送いたします。また、転入予定の方につきましては、転入確認後の送付となりますのでご承知おきください。

※根拠規定：子ども・子育て支援法第20条第6項

FAQ

Q：入園後に支給認定証の内容（保育必要量・認定事由・有効期間）、利用時間に変更がある場合や引越し、世帯員の増減（出産・婚姻・離婚など）がある場合、必要な手続きはありますか？

A：「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」を利用園にご提出いただく必要があります。様式は園にあるほか、安城市ホームページからもダウンロードいただけます。
また、入園申込み後かつ入園前に変更がある場合は保育課までお申し出ください。申込受付期間であれば、変更後の内容で利用調整させていただきます。お申し出がない場合、入園決定後であっても原則入園取消しします。（例 就労理由で4月に入園決定されたが、4月から疾病理由に変わった場合や、育児休業からの復帰で4月に入園決定されたが、退職し4月から違う仕事をする場合は入園取消します。）

Q：市外転出などにより教育・保育給付認定を受けることができなくなった場合、必要な手続きはありますか？

A：「教育・保育給付認定辞退申出書兼保育所等退園届」を園にご提出いただく必要があります。様式は園にあるほか、安城市ホームページからもダウンロードいただけます。

Q：下の子の出産に伴って育児休業を取得する場合、就労認定で保育園に通っている子どもは退園になりますか？

A：就労認定で保育園を利用している児童の保護者が第2子以降を妊娠出産後、育児休業（育児・介護休業法によるもの）を取得する場合は、3歳児以上に限り継続して通園することができます。なお、育児休業期間中は、就労時と保育時間が異なります。詳細は園または保育課までお尋ねください。また、3歳児未満の児童は出産日から6カ月後の末日で退園となります。

5 申込みに必要な書類

- ◆オンライン申込時は下表の書類等の画像データを利用する端末にあらかじめ保存し、申請時に添付していただきます。
- ◆受付時に必要な書類が不足している場合、または不備（記入漏れ等）がある場合は受理できませんのでご注意ください。
- ※提出書類は申請日から3ヶ月以内に作成されたものが有効です。

要不要	提出書類	説明	様式 ダウンロード
○	保育を必要とする証明書	保育を必要とする事由に応じて、該当する証明書を保護者それぞれの分についてご提出ください。詳細は次ページ【表1】をご覧ください。	○
△	証明書の添付書類	就労での申込みの場合、就労証明書に加えて添付書類が必要となります。詳細は8ページ【表2】をご覧ください。	
△	保育料等算定に係る所得申告書	4月～8月入園を希望する方は令和5年中、9月～3月入園を希望する方は令和6年中に、海外在住等で収入のあった方は、所得申告書が必要です。市役所保育課へお問い合わせください。	○
△	ひとり親家庭状況申告書	利用調整指標のひとり親家庭加点が適用となる場合はご提出ください。	○
△	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの写し	父または母がいずれかの手帳の交付を受けている場合はご提出ください。	

○ 該当するものをいずれか提出

△ 該当する場合のみ提出

※書類で申込みを希望される際は、別途「教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」と「入所申込児童質問票」が必要となります。様式は安城市のホームページで掲載しております。

◆その他、お子様面談時に必要になるもの

- ・母子手帳……………入園を希望する児童のもの。
- ・マイナンバーカード等…令和6年1月1日時点で（令和7年9月～3月の入園を希望する方は令和7年1月1日時点で）安城市外に住んでいた方は、マイナンバーカードまたは、マイナンバーを確認できるもの（例：通知カード、マイナンバーが記載されている住民票のいずれか）と身分証明書（例：運転免許証、パスポート等）をご持参ください。

※面談時に個人番号申告書をご記入いただきますが、書類はこちらでご用意いたします。

F A Q

Q：兄弟姉妹で同時に申込む場合、人数分の書類を用意する必要がありますか？

A：複数の人数分の申込みをする場合でも、申込む人数分の申請が必要ですが、上表に記載されている書類については同じものを添付していただいて結構です。

【表1】保育を必要とする証明書（入園希望月の初日の状態でご記載ください）

保護者それぞれの分の書類が必要になります。※内縁の方も必要です。

また、65歳未満（1960年4月2日以降生まれ）の同居の祖父母が「保育を必要とする理由」に該当する場合は、祖父母の分もご提出ください。提出がない場合は利用調整指数が減点となります。

※提出書類は申請日から3ヶ月以内に作成されたものが有効です。

認定事由	提出書類
就労 ※1	<ul style="list-style-type: none">◆就労証明書（①）…父・母それぞれの分の提出が必要※就労の対価として給与等を支払う法人または事業主が記載してください。◆添付書類（詳細については次ページを参照してください）…父・母それぞれの分の提出が必要※法人格のない事業所で就労する方については、申込期限内に自営業従事確認書（②）の提出が無い場合は申込の受付ができませんので必ずご確認ください。
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none">◆出産予定日がわかる書類（母子手帳の表紙と出産予定日の分かるページでも可）の写し◆就労証明書（①）…就労先で産前・産後休業を取得する場合
育児休業	<ul style="list-style-type: none">◆就労の場合と同様
疾病	<ul style="list-style-type: none">◆診断書（③ ※2）
障害	<ul style="list-style-type: none">◆診断書（③ ※2）◆身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの写し
介護・看護	<ul style="list-style-type: none">◆介護・看護状況調査書兼診断書（④ ※2）
災害	<ul style="list-style-type: none">◆罹災証明書
求職活動	<ul style="list-style-type: none">◆求職活動申立書兼誓約書（⑤）
就学	<ul style="list-style-type: none">◆就学証明書（⑥）
虐待・DV	保育課までお問合せください。

※1 就労は原則対価として金銭を授受しているものを指します。

※2 指定様式以外の診断書も有効ですが、指定の様式をご提出いただいた場合に比べて利用調整指数は低くなります。

書類提出の注意事項

◆①～⑥は安城市ホームページからもダウンロードできます。

◆用紙が足りない場合は、お手元にある用紙をコピーまたは安城市ホームページからダウンロード、印刷して使用してください。

◆書類提出の虚偽・不正が判明した場合は、申込みの取消または利用調整結果の取消し（退園）となります。

FAQ

Q：自営業従事確認書とは何ですか？

A：「保護者が株式会社等の法人を設立せず自らが事業を行っている場合」または「株式会社等の法人を設立せず事業を行っている人の下で働く場合」に事業主が記載する書類です。

上記に該当する方は、「自営業従事確認書」の提出が必須です。提出がない場合は受付ができません。

また、確定申告書等の添付資料も別で必要となります。添付書類については、次ページをご確認ください。

【表2】就労証明書の証明者と添付書類一覧

- ◎：申込期限内の提出が無い場合は申込の受付ができません。
- ：申込期限内の提出が無い場合は利用調整指標に減点があります。
- ：入園後の提出でも構いません。

証明者の 法人格	就労証明書に おける雇用の形態	添付書類 ※いずれの書類も写しで構いません。	備考
あり	正社員 パート・アルバイト 派遣社員 契約社員 会計年度任用職員 非常勤・臨時職員 内職 業務委託	なし ※市民税の賦課徴収資料で就労先を確認できない場合は、別途源泉徴収票等を提出していただきます。	在園中に行われる現況確認等では、源泉徴収票又は確定申告書（就労を始めて間もない場合は直近の給与等明細）を提出していただきます。
なし	自営業主	<p>○以下のうち、いずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>確定申告書（第一表）</u> ※申込日の1年以内に受けられたもの ・<u>開業届</u> ※申込日の1年以内に受けられたもの ・<u>営業許可証</u> ※申込日の1年以内に許可されたもの ・<u>農地台帳</u> ※申込日の1年以内に農業を始めた場合 	在園中に行われる現況確認等では、 <u>確定申告書</u> を提出していただきます。
	自営業専従者	<p>○以下のうち、いずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>確定申告書（第一表・第二表）</u> ※申込日の1年以内に受けられたもの ・<u>開業届と青色事業専従者給与に関する（変更）届出書の両方</u> ※申込日の1年以内に受けられたもの 	
	家族従業者 ※同一生計の自営業主の事業に無給で従事する者	<p>●<u>従事する事業の上記「自営業主」で示す書類</u></p>	この雇用の形態に該当する場合は、一律で利用調整指標に減点があります。
	パート・アルバイト等 ※上記以外で自営業に従事して賃金を受け取る者	<p>○<u>源泉徴収票</u> ※申込日の1年以内に発行されたもの ※就労を始めて間もないため提出できない場合は直近の給与明細</p>	在園中に行われる現況確認等では、 <u>源泉徴収票</u> を提出していただきます。
	業務委託 ※自営業主から業務を受託して報酬を受け取る者	<p>○<u>確定申告書（第一表）</u> ※申込日の1年以内に受けられたもの ※就労を始めて間もないため提出できない場合は直近の報酬明細又は業務委託契約書</p>	在園中に行われる現況確認等では、 <u>確定申告書</u> を提出していただきます。

※いずれも就労証明書に記載された就労に伴う書類を添付してください。

※内容確認のため、訪問または電話確認等を行うことがあります。

6 申込みから入園までの流れ（令和7年4月入園の場合）

1次申込

・オンライン申込み 9月9日（月）～10月25日（金）

※原則オンラインでの申込みになります。

※オンラインの環境が整っていない等の理由で、書類で提出を希望する場合は必ず事前に保育課（0566-71-2228）へご連絡ください。来庁していただく日時を指定させていただきます。

※不足書類は出し含めて10月25日（金）までに提出してください。

※希望園の追加・変更は10月25日（金）までであれば受け付けます。

※申込は先着順ではありません。

※申込方法による利用調整結果への影響はありません。

お子様面談

オンライン申込時に希望日を選択していただきますので、それをもとに後日保育課より日付を指定させていただきます。

※面談希望日は先着順となります。

お子様面談日程

・10月6日（日）までに申込みを行った方

10月15日（火）の午前 みのわ保育園

10月21日（月）の午前 さくら保育園

10月25日（金）の午前 あけぼの保育園

11月5日（火）・8日（金）・11日（火）

12日（水）・13日（木） へきしんギャラクシープラザ

（安城市文化センター）

※希望園に関わらず、好きな場所を選ぶことができます。

・10月7日（月）～10月25日（金）までに申込みを行った方

11月5日（火）・8日（金）・11日（火）

11月12日（水）・13日（木） へきしんギャラクシープラザ

（安城市文化センター）

面談日決定後にやむを得ない事由で変更を希望される場合は必ず保育課指導係（0566-71-2265）までご連絡ください。

利用調整

提出された書類の内容を確認し、利用調整指針に基づき利用調整を行います。求職活動の方は1次申込の利用調整対象外となります。就労証明書等の内容について、ご本人や就労先へ電話確認等を行うことがあります。

利用調整結果の通知（1月14日（火）発送）

利用調整結果を郵送します。発送前の利用調整結果等の回答はできません。

入園決定した場合

再調整申込または希望園に入園できず入園保留となった場合

園との打ち合わせに関する書類の郵送（2月上旬）

説明会（1日入園）2月中旬～3月上旬

入園決定した場合

園との打ち合わせに関する書類の郵送（3月上旬）

入園説明・打合せ 3月中下旬

入園（4月1日または16日）

2次申込

オンライン申込み 11月5日（火）～1月24日（金）

※原則オンラインでの申込みになります。

※オンラインの環境が整っていない等の理由で、書類で提出を希望する場合は必ず事前に保育課（0566-71-2228）へご連絡ください。来庁していただく日時を指定させていただきます。

※不足書類は出し含めて、1月24日（金）までに提出してください。

※希望園の追加・変更も期間内であれば受け付けます。

※先着順ではありません

※申込方法による利用調整結果への影響はありません。

お子様面談（保育課にて随時）

利用調整

求職活動で申込まれた方は全て2次申込から利用調整の対象となります。

利用調整結果の通知（2月20日（木））

1次申込から引き続き利用調整の対象となっている場合は入園できる希望園があった場合のみ通知します。

※入園できなかった場合「入園不可証明書」の発行を希望された方は「入園不可証明書」も同封します。

希望園に入園できず
入園保留となった場合

5月入園利用調整

5月以降も入園を希望する場合は毎月利用調整の対象となります。

希望園等の変更・追加をする方及び申込内容に変更がある方は、各入園月の申込締切日（前月1日）までに保育課へ届出てください。原則、入園できる希望園があった場合のみ利用調整結果を通知します。

※「翌月以降の利用調整の希望」で「無」を選択された方は、5月以降の利用調整の対象にはなりません。

6 申込みから入園までの流れ（令和7年5月以降の入園・転園の場合）

申込受付（原則オンラインでの申込みです。また、先着順ではありません）

【受付期間】希望月の前々月の1日から前々月の25日まで（5月入園の場合、3月1日～3月25日となります）

※オンラインのため、土日祝も受付可能です。

※希望園の変更・追加は、各入園希望月の前月1日（1日が土日祝の場合、その直前の平日）まで可能です。

※申込みを辞退する場合、受付期間内にお申し出ください。

※申込方法による利用調整結果への影響はありません。



お子様面談

仮受付メール受信後、お子様面談を行います。申請児童本人と母子手帳をご持参になって、希望月の受付期間中に保育課窓口までお越しください。期間中にお子様面談が行えない場合は原則入園はできませんので、間に合わない場合は必ず保育課（0566-71-2228）までご連絡ください。



利用調整

提出書類の内容について確認を行い、保育の必要性・保育の必要量等を精査した後、利用調整指標に基づき利用調整します。就労証明書等の内容について、ご本人や就労先へ電話確認等を行うことがあります。



利用調整結果の通知

利用調整結果は入所希望月の前月15日（土日祝の場合はその前の平日）に発送します。

なお、前月より引き続き利用調整の対象となっている場合は、入園できる希望園があった場合のみ結果を通知します。

※申込みの中の「入園できなかった場合」で入園不可証明書の発行を希望された方へは、原則初月のみ入園不可証明書を送付します。



【希望園に入園決定した場合】

・園と打ち合わせ

調整結果の通知と合わせて、園との打合せに関する書類等を送付します。入園決定した園へご連絡いただき、打合せの日にちを決めてください。



入園（1日または16日）

【希望園に入園できず入園が保留になった場合】

翌月からの利用調整の対象となります。

希望園等の変更・追加をする方及び申込内容に変更がある方は、各入園月の受付期間内に保育課へ届出ください。なお、入園の意思がなくなった場合は速やかに保育課へご連絡ください。

※申込み中の「翌月以降の利用調整の希望」で「無」を選択された方は、毎月の利用調整の対象にはなりません。

注意事項

◆入園希望月の受付期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。

◆令和7年1～3月の入園を希望される方は、令和6年度（入園希望月）と令和7年度（4月）のそれぞれの申込みが必要です。（5歳児または翌年度4月に入園の要件や意思がない場合を除く）1～3月に入園した園は3月末で退園となりますのでご了承ください。詳細は保育課入園係へお尋ねください。

7 申込みの不承諾・決定の取消とは

次の場合には入園の不承諾または決定の取り消し（退園）を行いますので、ご注意ください。

- (1) 申請書・申込書の内容に虚偽があった場合（職場確認等の調査を行います。）
- (2) 保育園・認定こども園における集団生活に支障があると判断された場合
- (3) 父母の仕事など世帯状況に変更があったにも関わらず、保育課へ必要な届出がなく保育が必要であると認められない場合

8 利用調整について

提出書類の内容について確認を行い、保育の必要性・保育の必要量等を精査した後、「利用調整指針表」（23～24ページ）の利用調整指針に基づき利用調整します。

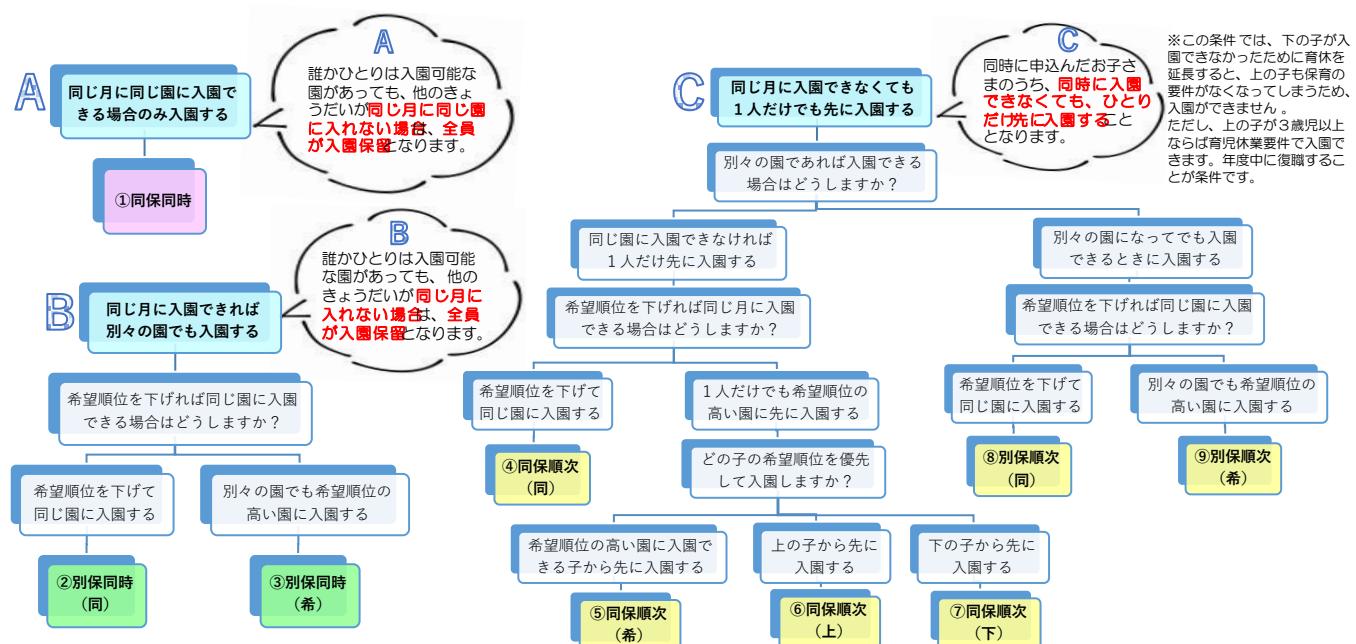
- ◆利用調整は、利用調整指針の高い方から（同点の場合は優先順位の高い方から）順に行います。
- ◆利用調整は、申込みの際に選んでいただいた園のみで行います。
- ◆希望する園の数や、希望順位※によって、利用調整上で有利または不利になることは一切ありません。入園を希望する全ての園を希望の高い順に選択してください。
- ◆通園できる範囲で、できるだけ多くの園を希望していただくことで、希望園のうちいずれかの園へ入園できる可能性が高まります。
- ◆入園できる園が内定した後に自己都合で入園を辞退した場合は、以後の利用調整において不利になりますので、あらかじめよくご検討の上、希望園を選んでください。

※園の希望順位は、申込者ご本人にとっての優先順位であり、他の申込者との利用調整には影響がありません。また、空きの少ない園を高い希望順位にしても不利になることはありませんので、より入園したい園から順番に選択してください。（次ページ参照）

9 兄弟姉妹同時申込時の利用調整について

- ◆兄弟姉妹が同時に入園申込みをする場合は以下のフローチャートに従って該当するものを申込みの際に選んでください。

※最初にA～Cのうち該当するものを選んでください。



利用調整の例

★利用調整前の各園の状況

園名	たんぽぽ保育園	ゆり保育園	ひまわり保育園	コスモス保育園
空き状況	空きなし	あと1人	あと1人	あと1人

★各申込者の指數と希望園

氏名	指數	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
Aさん	47点	たんぽぽ保育園	ゆり保育園	ひまわり保育園	コスモス保育園
Bさん	35点	ゆり保育園	たんぽぽ保育園	記入なし	記入なし
Cさん	30点	ゆり保育園	たんぽぽ保育園	コスモス保育園	ひまわり保育園
Dさん	26点	コスモス保育園	たんぽぽ保育園	ゆり保育園	ひまわり保育園

※実際の申込では、希望園はいくつでも選択していただくことができます。

指數の高い方から順に利用調整を行います。（Aさん→Bさん→Cさん→Dさんの順）

① Aさんの園を決定

決定

Aさんの希望園	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
	たんぽぽ保育園	ゆり保育園	ひまわり保育園	コスモス保育園
現時点の空き状況	空きなし	あと1人	あと1人	あと1人

② Bさんの園を決定

Bさんの希望園	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
	ゆり保育園	たんぽぽ保育園	記入なし	記入なし
現時点の空き状況	空きなし (Aさんが決定)	空きなし (Aさんが決定)	ひまわり保育園、コスモス保育園は あと1人	

→ひまわり保育園、コスモス保育園には空きがあるが、希望していないので入園保留。

③ Cさんの園を決定

決定

Cさんの希望園	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
	ゆり保育園	たんぽぽ保育園	コスモス保育園	ひまわり保育園
現時点の空き状況	空きなし (Aさんが決定)	空きなし (Aさんが決定)	あと1人	あと1人

④ Dさんの園を決定

決定

Dさんの希望園	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
	コスモス保育園	たんぽぽ保育園	ゆり保育園	ひまわり保育園
現時点の空き状況	空きなし (Cさんが決定)	空きなし (Cさんが決定)	空きなし (Aさんが決定)	あと1人

※指數が高ても必ず希望順位の高い園に入園できるとは限りません。それぞれの家庭により保育を必要とする事情が異なると思いますが、限られた保育施設と保育士で運営しておりますので、ご理解いただきますようお願いします。

10 入園期間について

(1) 原則として保育が必要と認められる範囲内で、3歳児以上は小学校就学前までの保育を必要と見込まれる期間とします。

3歳児未満は保育が必要と認められる範囲内で、2歳児の年度末を期限とします。

3歳児以降も継続して保育を必要とする場合は、改めて申込みをしていただき、利用調整によって3歳児から入園する園を決定します。申込状況によっては、2歳児まで通っていた園と3歳児から通える園が異なる場合があります。

妊娠・出産

(2) 妊娠・出産を理由に保育が必要と認められる期間は、出産予定日の2か月前の月初日（多胎児の場合は4か月前の月初日）から、出産日の6か月後の月末までです。他に保育を必要とする理由がなければ出産日の6か月後の月末で退園となります。保育を必要とする理由がある場合は、教育・保育給付認定変更申請書兼届出書と保育認定に必要な書類（「申込に必要な書類」6ページ～8ページをご覧ください）を認定が切れる前月末の25日までに園に提出してください。

職場復帰・就労予定の方の入園日

(3) 産前産後または育児休業からの復帰や、就労予定で入園する際、復帰日または就労を開始する日にちによって入園日が異なります。

◆1日～15日の間に就労開始（復帰） ⇒ 1日から入園

◆16日～31日の間に就労開始（復帰） ⇒ 16日から入園

※1日入園も16日入園も同じ締切日となりますのでご注意ください。

※育児休業からの復帰の場合、低年齢児が上記の対象となります。幼児は、復帰日が16日以降であっても1日入園となります。

求職活動

(4) 求職活動を理由に入園した、または、入園後に父母が失業した場合の求職期間は1か月です。入園した月（または求職活動で認定された月）の翌月15日までに入園要件を満たす就労を開始し、その内容を証明する就労証明書を入園した月（または求職活動で認定された月）の25日（土日祝の場合は前日の平日）までにご提出ください。提出できない場合、3歳児未満は退園となります。

3歳児以上は、ハローワーク受付票と「求職活動申立書兼誓約書」を再提出することで、求職期間を2か月延長することができます。延長を申請した月の翌々月15日までに就労を開始し、その内容を証明する就労証明書を、延長を申請した月の翌月25日（土日祝の場合は前日の平日）までにご提出ください。提出できない場合は、退園となります。

※求職活動を理由に入園後、仕事が決まらずに退園した場合は、年度内は同じ理由で申込むことはできません。

FAQ

Q：4月16日入園の場合でも入園式に参加できますか？

A：入園式に参加できるのは4月1日入園の児童のみとなります。

Q：慣らし保育はありますか？

A：本市では慣らし保育の期間は設けておりませんが、1日または16日の入園日から就労開始日または復職日までの期間中は、園をご利用いただくことができます（通常保育時間に限る）。

その他

- (5) 保育を必要とする事由が変わる場合、失業してしまった場合には、至急在籍している園または保育課までお申し出下さい。
- (6) 1～3月に入園した場合は、3月末で退園となり、そのまま進級することができません。翌年度4月入園の申込みが別途必要になりますのでご注意ください。
- (7) 入園後1ヶ月以上園のご利用がないと、退園していただく場合もございますのでご注意ください。

1.1 その他、申込みに関するご注意

- ◆転入予定の方も受けますが、入園月の前月末日までには住民票の転入手続きを完了することが条件となります。正式な入園決定書類のお渡しは転入確認後となりますのでご了承ください。転入前でも、入園説明会等にはご参加いただけます。
- ◆就労証明書の証明日時点で復職または時短勤務が未定の方は、入園後に就労証明書を再度提出していただきます。
- ◆申込み後に次のような変更があった場合、保育課へ必ず連絡をして下さい。

住所、家族構成、家庭状況等が変わったとき

⇒状況に応じて追加書類の提出をお願いします。また、利用調整指数を変更する場合があります。

保育を必要とする事由が変わった場合

⇒速やかに保育課までご連絡ください。

就労時間が変わった場合

⇒速やかに保育課までご連絡ください。

希望する園を変えたいとき

⇒電子申請「令和7年度申込内容変更」もしくは「申込内容変更届」を提出していただければ申込期日中に限り変更ができます。様式は保育課でお渡ししているほか、安城市ホームページからもダウンロードできます。電話での変更は受付けておりません。

入園の要件・意思がなくなったとき

⇒電子申請「令和7年度申込みの取下げ・内定の辞退」もしくは「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定辞退申出書兼保育園・認定こども園退園届」を提出していただきます。速やかに保育課までご連絡ください。

- ◆申込み後に保育を必要とする事由が変わったり、就労時間の変更、家庭状況の変更、入園基準に満たないことが分かった場合、入園先決定後であっても原則、入園取消しします。例えば、就労理由で入園決定されたが4月は疾病理由に変わる場合や、就労理由で入園決定されたが3月に退職し求職活動をする場合など、その他状況が変わる場合は入園取消となります。育児休業から復帰予定で入園決定をされたが、育児休業を年度を超えて延長することに変更する場合も入園取り消しの対象となります。また、家庭状況が変わるような場合も、速やかに保育課までご連絡ください。
- ◆保育園・認定こども園の保育園コースに在園する全2歳児を対象に、3歳児進級時に利用園の再調整をします。対象児童には在籍園から手続きをご案内します。3歳児進級時の再調整により、2歳児まで通っていた園と3歳児から通える園が異なることがありますのでご了承ください。なお、3歳児進級時以外は、再調整は行いません。

1 2 入園後の転園について

- ◆入園後、転園を希望する場合は、転園したい月の前月1日（土日祝の場合はその前の平日）までに「電子申請（令和7年度途中転園申込み）」もしくは、在籍している園または保育課へ「保育園・認定こども園（保育園コース）転園希望届」をご提出下さい。在籍園の籍を確保しながら、希望園に転園できる場合にのみ、転園をしていただくことができます。
- ◆入園後、翌年度の4月に転園を希望する方は、4月申込みと同じ期間に転園申込が必要です。ただし、翌年度の4月の転園申込を提出した時点で、現在通っている園は当該年度の3月末をもって退園していただくことになります。希望園に転園できなかった場合でも、現在の園に戻れるわけではありません。
なお、求職活動、妊娠・出産等期限付きの認定、及び1号認定の方は転園できません。

1 3 アレルギーのあるお子様について

厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」において、給食対応については「医師の指示に基づいて行うこと（年に1回の更新）」が必要とされています。このため、お子様に給食対応が必要な場合は、次の書類（1年以内に発行されたもの）のうちいずれかが必要になります。

- ◆生活管理指導表など医師の指示書類（アレルギーについての状況が書かれているもの）
- ◆診断書

※上記の書類の提出が難しい場合は、検査結果の写し（除去を必要とする食物の結果が陰性のものは不可）を提出いただきます。

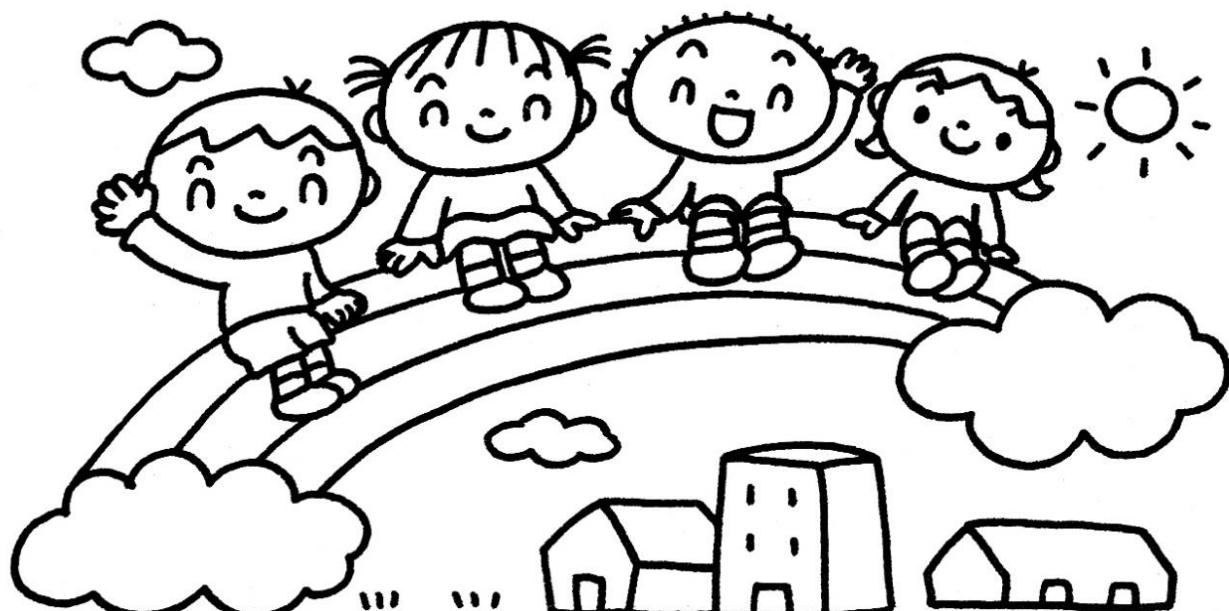
入園内定後、園との打ち合わせ時に必要になりますので、該当する方は予めご準備をお願いします。

1 4 支援が必要なお子様について

保育園・認定こども園（保育園コース）の入園基準に該当し、集団保育が可能で日々通園できる児童を対象とします。

申込み後は家庭での状況などを把握するため、電話でお子さまの様子をお尋ねしたり、必要に応じて関係機関に問い合わせたりする場合があります。

なお、入園については関係機関と協議させていただきます。



II 保育料等（利用者負担額）

お子様を保育施設で保育するために要する費用の一部を負担していただくもので、「保育料（0～2歳児のみ）」、「延長保育利用料（該当者のみ）」、「給食費（3歳児以上のみ）」があります。

1 保育料（0～2歳児のみ）

世帯の負担の能力に応じて市町村民税額等により算定する「保育料基準額」から、保育の利用時間により算定する「コース選択による保育料の減額分（※）」を差し引いた額を負担していただきます。

※コース選択による保育料の減額については、19ページ「コース・延長保育のご案内」をご覧ください。

（1）保育料基準額

以下の表により算定します。市町村民税所得割額は、父母の合計額です。なお、父母ともに非課税の場合は、同居の祖父母が算定対象になります。また、所得が未申告等により把握できない場合は、最高階層（D8）の額となる場合があります。

階層区分 (市町村民税所得割額)	保育料基準額（月額）	
	保育短時間	保育標準時間
A 生活保護世帯	0円	0円
B 市町村民税非課税世帯	0円	0円
C 0円以上 48,599円以下	8,500円	11,000円
D1 48,600円以上 60,999円以下	11,500円	14,000円
D2 61,000円以上 71,999円以下	13,800円	16,300円
D3 72,000円以上 108,999円以下	21,000円	23,500円
D4 109,000円以上 140,999円以下	28,400円	30,900円
D5 141,000円以上 168,999円以下	37,400円	39,900円
D6 169,000円以上 200,999円以下	44,600円	47,100円
D7 201,000円以上 340,999円以下	46,500円	49,000円
D8 341,000円以上	48,000円	50,500円

※保育必要量が「保育短時間」または「保育標準時間」のどちらに該当するかは4ページを参考にしてください。

※「保育短時間」は8時15分から16時15分までの8時間の利用料金、「保育標準時間」は各保育園・認定こども園の開所時刻から11時間の利用料金です。

※入園中において世帯構成または所得の更正等があった場合は、速やかに連絡してください。連絡のあった翌月分の保育料から変更となります。

（2）ひとり親世帯等の軽減

以下のいずれかの世帯の市町村民税所得割額が77,100円以下の場合は、保育料が軽減されます。

- ・保護者が安城市遺児手当の支給を受けている世帯
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方が属する世帯
- ・特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金またはこれに準ずる年金の支給を受けている方が属する世帯

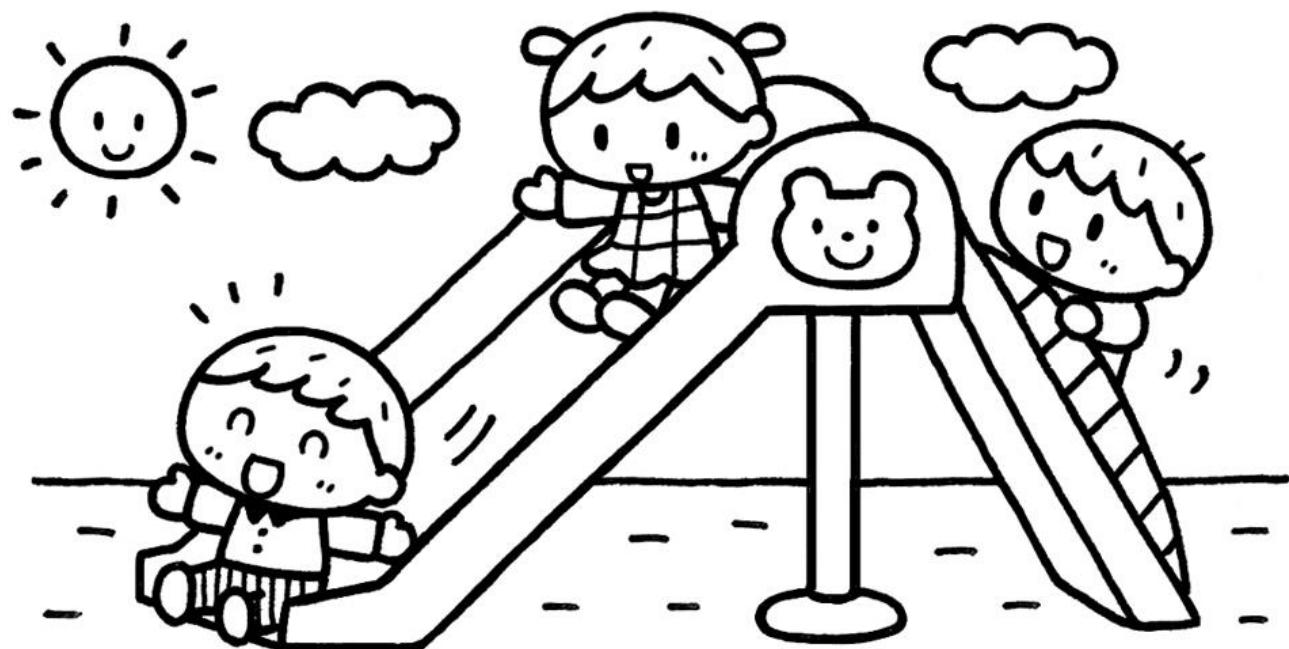
対象児童	軽減後の保育料
同一世帯の子の中で第1子となる児童	1,600円
同一世帯の子の中で第2子以降となる児童	0円

(3) 多子世帯の軽減

R6 年度から、同一世帯の第 2 子以降の低年齢児は保育料が無償となっています。第 1 子の年齢、入園の有無、世帯所得に関わらず、無償です。

ただし、利用時間によっては延長保育料を負担していただきます。詳しくは 19 ページ「コース・延長保育のご案内」をご覧ください。また、休日保育を利用される方も利用料を負担していただく場合があります。詳しくは安城市役所のホームページをご覧ください。

なお、無償化に必要な手続きは特にありません。



2 延長保育利用料（該当者のみ）

保育の利用時間に応じて、保育料とは別に月額により負担していただきます。延長保育利用料の算定方法は、保育必要量が「保育標準時間」または「保育短時間」のどちらに該当するかによって異なります。詳しくは19ページ「コース・延長保育のご案内」をご覧ください。

3 給食費（3歳児以上のみ）

毎月の食数に応じて、主食代（ごはん・パン・めんなど）及び副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）を負担していただきます。なお、市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯の場合は、副食費が無料となります。また、同一世帯の18歳未満の子の中で第3子以降となる児童は、主食代及び副食費が無料となります。

1食ごとの主食代及び副食費は園によって異なります。なお、公立及び事業団の園の給食費は以下の表のとおりです。

市町村民税所得割額	18歳未満の子の中で 第1子～第2子		第3子以降
	77,100円以下	50円／食（主食代50円／食、副食費無料）	
77,101円以上	310円／食（主食代50円／食、副食費260円／食）		無料

※中部調理場の改修工事のため、公立及び事業団園は7月中旬から8月末までの期間、簡易な給食での提供となります。

4 算定の基準となる市町村民税額

令和7年度保育料等		令和8年度保育料等
4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和6年度市町村民税額 (令和5年中の所得)		令和7年度市町村民税額 (令和6年中の所得)

※保育料等算定期の「市町村民税額」は、配当控除前、外国税額控除前、住宅取得等特別控除前、住宅耐震改修特別控除前、寄附金控除前、断熱改修工事にかかる住宅借入金等特別控除前、認定長期優良住宅新築等特別税額控除前等の金額で算定期します。この場合は実際の市町村民税額とは異なります。ただし、令和6年度定額減税は反映しています。



市町村民税額は5・6月ごろに市区町村が配布（特別徴収の方は職場を通じて配布）する市民税・県民税の決定通知書または納税証明書（控除額の記載のあるもの）でご確認いただけます。修正申告等された場合は最新のものでご確認ください。市民税が課税されていない方、未申告の方は通知がありません。

FAQ

Q：公立園と事業団の園と私立園で保育料等必要な費用は変わりますか？

A：通常保育にかかる保育料は上記園ではすべて一緒です。入園時の諸経費や毎月または特定月に発生する諸費用は施設によって異なります。公立施設の費用については安城市役所保育課に、事業団の園の費用については安城市こども未来事業団に、私立園の費用については各園にお問い合わせください。

III コース・延長保育のご案内

1 コース・延長保育の基本的な仕組み

保育園・認定こども園（2号・3号）を利用される方は、「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」に区分されます。（ご自分の認定区分については、支給認定証か下の表でご確認ください）それにより、利用時間の仕組みが異なります。

認定区分	保育が必要な事由	コース選択	延長保育利用	
保育標準時間認定	・月120時間以上の就労等 ・妊娠・出産 等	あり ※コースによる減額あり	コースによって 利用可能	⇒ 20ページ
保育短時間認定	・月120時間未満の就労等 ・求職活動 等	なし	必要に応じて 利用可能	⇒ 21ページ
・コースによる減額等の保護者が負担する保育料の計算の仕組み				⇒ 22ページへ

2 申込方法

（下記書類は、各保育園・認定こども園または市役所保育課にあります）

- ①新規：入園申込時に提出していただく「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」に利用希望時間をご記入ください。入園前に園との打ち合わせにて利用時間の確認をしてください。
- ②変更：変更したい月の前月25日まで（25日が土日祝日になる場合は、その直前の平日まで）に、在籍している園へ「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」を提出してください。お申し出いただいた翌月からコース・利用時間を変更できます。

3 利用についてのお願い

- ・ご利用の有無や日数にかかわらず、申込内容に応じた保育料、延長保育利用料を負担していただきますのでご了承ください。延長保育利用料は、幼児教育・保育無償化や多子世帯の軽減制度の対象外です。
- ・申請時間内に必ずお迎えをお願いします。万一間に合わない事由が発生した場合は、事前に園に連絡をしてください。なお、この場合は、申請時間を超えて実際に利用された時間に応じて月額の利用料を負担していただくことがありますので、ご了承ください。
- ・申請できるのは、就労証明書等の書類から必要性が確認できる時間と曜日に限ります。土曜日の利用を就労のため希望する場合、就労証明書で土曜日の勤務が証明されていなければ承諾できません。
- ・ご家庭での保育を最優先としつつ、必要な時間と曜日について利用申請をしていただくようお願いします。限られた保育士数で、安全な保育を実施するため、ご理解をお願いします。
- ・勤務が早く終了した場合は、申請時間内であっても速やかにお迎えをお願いします。
- ・外勤の方の保育時間には、勤務先への通勤時間が含まれています。在宅勤務等で通勤時間が短縮する場合、それに合わせた保育時間での利用にご協力ください。

「保育標準時間認定」を受けた方の場合

① 利用時間にあったコースを選択できます。下記から通う園を選んでください。

- ア 麦のうさぎ イ ちいさなこだから、子宝、慈恵、第二慈恵、にほんぎ幼稚園、じけいの森
- ウ 安城北すずらん、げんきのもり、あおぞらサニーサイド、ブライト、光徳、てらべクリエイティブ、スマイリー、桜井こども園、よさみ、第2よさみ
- エ あけぼの、作野、和泉、ゆたか、錦、二本木、さくら、こひつじ、新田、南部、みその、みのわ、西部、安城こども、さくのこども
- オ 根崎 カ 安城、志貴、赤松、桜井、小川、東端
- キ 三ツ川、高棚、えのき、城ヶ入、東部、安城北部、東栄

② 下の表で①で選んだカタカナで囲われた太枠の中から利用時間に該当する番号を選びます。

利用終了時間	～16:15	～18:00	～18:15	～18:30	～19:00	～19:30
利用開始時間						
7:30～8:15より前	5	2	1	1	イ 7	10 ア
8:15～	3	2	1	1	8	9

利用終了時間	～16:15	～18:00	～18:15	～18:30	～19:00	～20:00
利用開始時間						
7:15～7:30より前	4	1	1	6	6	9 ウ
7:30～8:15より前	5	2	オ	7	7	10 エ
8:15～	3	キ	力	1	8	11

③ ②で選んだ番号でコースの種類を確認して下さい。料金の仕組みは21ページをご覧下さい。

コースの種類		利用時間	延長保育利用料	コースによる減額 (保育料から減額されます)
1	11時間コース	開所時刻～11時間まで	なし	なし
2	10.5時間コース	7時30分～18時		1,000円
3	8時間コース	8時15分～16時15分		2,500円
4	8時間+朝Aコース	7時15分～16時15分		1,500円
5	8時間+朝Bコース	7時30分～16時15分		2,000円
6・9	延長保育Aコース	7時15分～延長保育利用	6～8が1000円 9～11が2000円	なし
7・10	延長保育Bコース	7時30分～延長保育利用		500円
8・11	延長保育Cコース	8時15分～延長保育利用		1,000円

「保育短時間認定」を受けた方の場合

保育短時間認定での利用にはコースの設定はありませんが、必要に応じて延長保育を利用することができます。（保育短時間認定では、利用する時間に応じて延長料金が発生します）

※ 公立 城ヶ入、東部、高棚、えのき、三ツ川 事業団 安城北部こども園、東栄こども園では、延長保育はありません。

延長保育の種類と利用料（月額）

朝の利用

利用開始時刻が、7時以降 7時30分より前まで	利用開始時刻が7時30分以降 8時15分より前まで
1,000円	500円

夕方および夜の利用

利用終了時刻が、16時15分 を超えて、18時まで	利用終了時刻が、16時15分 を超えて、19時まで	利用終了時刻が、16時15分 を超えて、20時まで
1,500円	2,500円	3,500円

延長保育利用料の納付方法

園によって納付方法が異なります。なお、標準時間認定、短時間認定どちらも同様です。

公立保育園をご利用の方

- ・・・保育料と合わせて口座振替により納めていただきます。

事業団保育園・事業団認定こども園・私立保育園・私立認定こども園をご利用の方

- ・・・在籍する園の指定する方法で納めていただきます。



★保育標準時間認定を受けた方の保育料の計算の仕組み★



「保育料(利用者負担額)決定通知書」
でお知らせする額です。

◎保育料の軽減※によりコース選択による減額ができない方

- ・3歳児から5歳児までの方(幼児)
- ・同一世帯の2番目以降の子(以下第2子)
- ・保育料の階層区分がAまたはBの方
- ・ひとり親世帯等の保育料軽減に該当の方

※「保育料基準額」、※「保育料の軽減」については、令和7年度保育園・認定こども園(保育園コース)利用ガイドの16~18ページでご確認ください。

◎コース選択による保育料計算

【保護者負担額の例】

- 条件1 父、母、子ども2人(2、0歳児)の4人家族で、子どもが全員保育園・認定こども園に入園している。
2 保育料基準額の階層区分が「D5」で、「保育標準時間認定」を受けている。
3 子どもが2人とも「延長保育Cコース」(コース減額は1,000円、延長保育利用料は1,000円)を選択している。

$$\text{2歳児: } (39,900\text{円} - 1,000\text{円}) = 38,900\text{円} + 1,000\text{円} + \text{その他費用} \Rightarrow$$

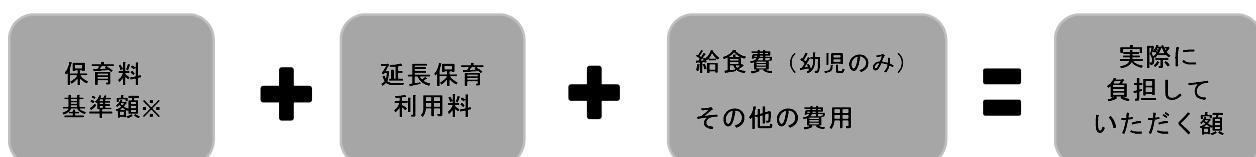
[保育料基準額] [コース減額分]

$$\text{0歳児: 第2子に該当するため} = 0\text{円} + 1,000\text{円} + \text{その他費用} \Rightarrow$$

保育料 延長保育利用料

実際の
負担額

★保育短時間認定を受けた方の保育料の計算の仕組み★



【保護者負担額の例】

【上記例の家族が短時間認定となつた場合】

2歳児: 37,400円

[保育料基準額]

0歳児: 第2子に該当するため

保育料 延長保育利用料
※延長保育利用料は2,500円と
しています

$$= 37,400\text{円} + 2,500\text{円} + \text{その他費用} \Rightarrow$$
$$= 0\text{円} + 2,500\text{円} + \text{その他費用} \Rightarrow$$

実際の
負担額

IV 利用調整指數表

保育園・認定こども園利用調整については、申込み締切日までに提出された書類により、「基本指數」及び「調整指數」の利用調整指數表により、「世帯の指數」を決定し、「世帯の指數」の高い方より、「保育が必要」と判断し、保育園・認定こども園入園の決定をします。（同点の場合には「優先順位」に基づき判定します）

基 本 指 数			
就労 育児休業 ※1	内職以外	月150時間以上就労(見込みを含む)	24
		月120時間以上就労(見込みを含む)	22
		月100時間以上就労(見込みを含む)	20
		月80時間以上就労(見込みを含む)	17
		月60時間以上就労(見込みを含む)	14
	内職	月80時間以上就労(見込みを含む)	15
		月60時間以上就労(見込みを含む)	12
	就労先で産前・産後休業を取得する場合で、かつ、休業前の就労時間が就労証明書(指定用紙)により確認できる場合は、当該就労時間に応じ、上記「就労」欄により基本指數を決定		
	妊娠・出産	多胎児の妊娠・出産	18
		単胎児の妊娠・出産	17
疾病 介護・看護	父または母が1ヵ月以上の入院を要する(見込みを含む)		
	診断書の日常生活の程度が4		
	診断書の日常生活の程度が3		
	診断書の日常生活の程度が2		
	診断書の日常生活の程度が1、または指定用紙以外で診断書が発行されており育児に制限を受ける旨の記載がある場合		
障害	身体障害者手帳1・2級、精神福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合	診断書の日常生活の程度が4	24
		診断書の日常生活の程度が3	23
		診断書の日常生活の程度が2	22
		診断書の日常生活の程度が1、または指定用紙以外で診断書が発行されており育児に制限を受ける旨の記載がある場合	21
	身体障害者手帳3級、精神福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けていて保育が困難な場合	診断書の日常生活の程度が4	17
		診断書の日常生活の程度が3	16
		診断書の日常生活の程度が2	15
		診断書の日常生活の程度が1、または指定用紙以外で診断書が発行されており育児に制限を受ける旨の記載がある場合	14
	身体障害者手帳4・5・6級、精神福祉手帳3級、療育手帳Cの交付を受けていて保育が困難な場合	診断書の日常生活の程度が4	11
		診断書の日常生活の程度が3	10
		診断書の日常生活の程度が2	9
		診断書の日常生活の程度が1、または指定用紙以外で診断書が発行されており育児に制限を受ける旨の記載がある場合	8
就学	月100時間以上の就学を常態とする、または就学予定であることが決定している(学校教育法に定めるもの・求職活動支援機関等の斡旋を受けた職業訓練校)		
	月60時間以上の就学を常態とする、または就学予定であることが決定している(学校教育法に定めるもの・求職活動支援機関等の斡旋を受けた職業訓練校)		
	指定用紙以外の書類で月60時間以上の就学を常態とする、または就学予定であることが確認できる場合		
求職活動	求職中(求職活動支援機関等利用証明あり)		
	求職中(求職活動支援機関等利用証明なし)		
虐待・DV	虐待・DVを受ける恐れがある(公共機関の証明要)		
災害	災害復旧にあたっている(罹災証明要)		
不在	離婚・別居・行方不明・拘禁・死別などにより不存在(下記以外)		
	離婚・別居・行方不明・拘禁・死別などにより不存在(住民票が同一住所にある場合で、不存在であることを証明する書類が提出できない)		
特例	児童福祉等の観点から特に調整が必要と市長が認めた場合		

※1 育児休業事由で申込の場合は、申込の年度内に育児休業から復帰する必要があります。

調整指數(加点)

利用調整月の申込締切時点で第1希望の園に兄弟姉妹がすでに入園している・入園が内定している(4月入園の場合は卒園予定児を除く)	4
在園児を除く兄弟姉妹が同時申込をしている(第1希望の園が同じ場合に限る)	1
双生児以上の同時申込である(希望園が全て同じ場合に限る)	1
育児・介護休業法に基づく育児休業・産前産後休業からの復帰に伴う申込である ※1	1
3歳児再調整による申込である	1
父または母が安城市内の認可保育園、認定こども園若しくは幼稚園で保育士または幼稚園教諭として勤務し、または入園希望月の月末までに勤務を開始する予定である。※2	3
父または母が安城市外の認可保育園、認定こども園若しくは幼稚園で保育士または幼稚園教諭として勤務し、または入園希望月の月末までに勤務を開始する予定である。※2	1
生活保護世帯である	3
ひとり親世帯(兄弟姉妹、父または母以外の同居人なし)である ※3	3
ひとり親世帯(兄弟姉妹、父または母以外の同居人あり)である ※3	1

調整指數(減点)

父または母が株式会社等の法人を設立せず自らが事業を行っている場合、若しくは株式会社等の法人を設立せず事業を行っている3親等以内の親族の下で働く場合(業務を受託する場合を含む)に指定の添付書類の提出ができない、または家族従業者の場合	-8
父母が納付義務者である保育料に滞納がある(納付期限を2か月以上経過しており利用調整月の申込締切時点で入金が確認できないもの)	滞納月 × -1
同一世帯に住む65歳未満の祖父母の基本指指数が10点未満の場合(証明書等の提出がない場合を含む)	各-1
利用調整月の属する年度で、入園内定後に正当な理由なく辞退をしている場合 ※4	-5

※1 入園希望月内の日付に育児休業または産前・産後休業から復職することが就労証明書で確認できることが必要です。

※2 保育士または幼稚園教諭の勤務実態または勤務予定が有ることが就労証明書で確認できることが必要です。

なお、転園の際にこの加点は適用されません。また、父母が市内及び市外で勤務している場合は、市内ののみの指指数を加点します。

※3 ひとり親家庭状況申告書の提出が必要です。

※4 例:8月入園を辞退した場合、翌年3月入園までが減点の対象です。

なお、当該項目は世帯ごとの判定になりますので、辞退した児童の兄弟姉妹も減点対象となります。

※5 手帳の写しの提出が必要です。

優先順位

1	生活保護世帯
2	ひとり親世帯(兄弟姉妹、父または母以外の同居人なし)である ※3
3	ひとり親世帯(兄弟姉妹、父または母以外の同居人あり)である ※3
4	児童虐待・DVの恐れがある世帯
5	父又は母が身体障害者手帳、精神福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている世帯 ※5
6	3歳児進級時の再調整に伴う申込みで、2歳児まで在籍した園を引き続き第1希望とした場合
7	育児・介護休業法に基づく育児休業・産前産後休業からの復帰に伴う申込である ※1
8	父母の基本指指数が高い世帯
9	利用調整月の申込締切時点で第1希望の園に兄弟姉妹がすでに入園している・入園が内定している(4月入園の場合は卒園予定児を除く)
10	在園児を除く兄弟姉妹が同時申込をしている(第1希望の園が同じ場合に限る)
11	第1希望の園の所在地と現住所の指定中学校区が同じである(3歳児以上に限る)
12	利用調整月の属する年度(4~8月までの利用調整の場合は前年度をいう)の父母の市民税所得割の合計額が低い世帯

備考 (1) 指数表の就労時間および就学時間には、休憩時間や残業時間は含まれません。

(2) 各社内規定により短縮勤務を取得する場合は、正規の勤務時間を指数判定の基準とします。

(3) 内容確認のため、職場への訪問または電話確認等を行う場合があります。

保育園・認定こども園(保育園コース) 紹介

- 備考欄の「一時」は一時保育、「特定」は特定保育、「休日」は休日保育、「支援」は子育て支援センターです。
- 保育年齢とは4月1日時点の年齢です。また、定員数については変更する場合があります。
- 入園時に必要な保育用品購入につきましては、公立園は市役所保育課、私立・事業団園は各園にお問い合わせください。

	園名	番号	所在地	電話番号	開園時間	保育年齢	定員	備考
保育園	あけぼの保育園	①	今本町 8-9-8	97-8609	7:15~19:00	6か月~5歳児	290	支援
	作野保育園	②	篠目町 4-7-1	74-3430	"	"	216	
	錦保育園	③	大山町 1-19-15	74-2950	"	"	213	
	ゆたか保育園	④	古井町豊日 25	76-6452	"	"	215	
	二本木保育園	⑤	緑町 1-29	76-2262	"	"	280	休日・支援
	さくら保育園	⑥	桜井町新田 20	99-0135	"	"	270	支援
	和泉保育園	⑦	和泉町北本郷 237	92-0045	"	"	270	支援
	安城保育園	⑧	大東町 11-30	76-2714	7:30~18:00	"	230	
	新田保育園	⑨	新田町郷西 99	75-2484	7:15~19:00	6か月~5歳児	120	
	南部保育園	⑩	安城町小坂 22-1	76-2352	"	"	175	休日
安城市こども未来事業団	みその保育園	⑪	美園町 1-29	75-2131	"	"	135	
	みのわ保育園	⑫	箕輪町神戸 169-3	75-1198	"	"	270	一時
	西部保育園	⑬	福釜町笠松 102	76-2343	"	"	170	
	志貴保育園	⑭	尾崎町北裏 49	97-8216	7:30~18:00	"	80	
	赤松保育園	⑮	赤松町隅田川 55	75-2483	"	"	100	
	桜井保育園	⑯	桜井町宮下 14	99-0162	"	"	105	
	小川保育園	⑰	小川町志茂 188	99-0144	"	"	170	
	東端保育園	⑱	東端町住吉 61-6	41-3932	"	"	85	
	よさみ保育園	⑲	美園町 2-9-4	75-3254	7:15~20:00	6週間~5歳児	120	一時
	第2よさみ保育園	⑳	三河安城南町 2-7-8	74-3222	"	6週間~2歳児	30	
私立	じけいの森保育園	㉑	西別所町中新田 18-1	75-6610	7:30~18:30	6か月~2歳児	30	
	こひつじ保育園	㉒	池浦町丸田 12-3	76-8262	7:15~19:00	6週間~2歳児	30	
	ちいさなこだから保育園	㉓	三河安城町 2-1-1	74-5770	7:30~18:30	"	20	
	安城北すずらん保育園	㉔	昭和町 5-16	76-3295	7:15~20:00	6週間~5歳児	112	一時
	げんきのもり保育園	㉕	里町大道寺 1-7	87-5872	"	6か月~2歳児	30	一時
	あおぞらサニーサイド保育園	㉖	今本町 5-5-2	91-3511	"	6週間~5歳児	160	一時

●ちいさなこだから保育園の土曜保育は、子宝保育園（今池町）で行います。

●さくら保育園は令和7年1月から住所が変更される予定です。（区画整理に伴う住所変更です。所在地に変更はありません。）

●志貴保育園は令和7年度に改修工事の予定があります。

	園名	番号	所在地	電話番号	開園時間	保育年齢	定員	備考
認定こども園	城ヶ入こども園	①	城ヶ入町丸根 3	92-0046	8:15~16:15 ※1	3歳児~5歳児	64	
	東部こども園	②	大岡町源覚 45	76-3410	"	"	64	一時
	高棚こども園	③	高棚町郷 181	92-0926	"	"	64	一時
	えのきこども園	④	榎前町北榎 5-1	92-1230	"	"	70	
	三ツ川こども園	⑤	寺領町願明 85	99-1767	"	"	76	一時・特定
	安城市こども未来事業団	⑥	相生町 18-7	76-2965	7:15~19:00	3歳児~5歳児	240	
	さくのこども園	⑦	篠目町 4-22-21	76-6505	"	"	260	
	安城北部こども園	⑧	大東町 25-40	76-3366	8:15~16:15	"	140	
	東栄こども園	⑨	東栄町 3-809-9	98-5850	"	"	140	

※1 土曜日は8:15~正午まで

●高棚こども園は令和7年度に改修工事の予定があります。

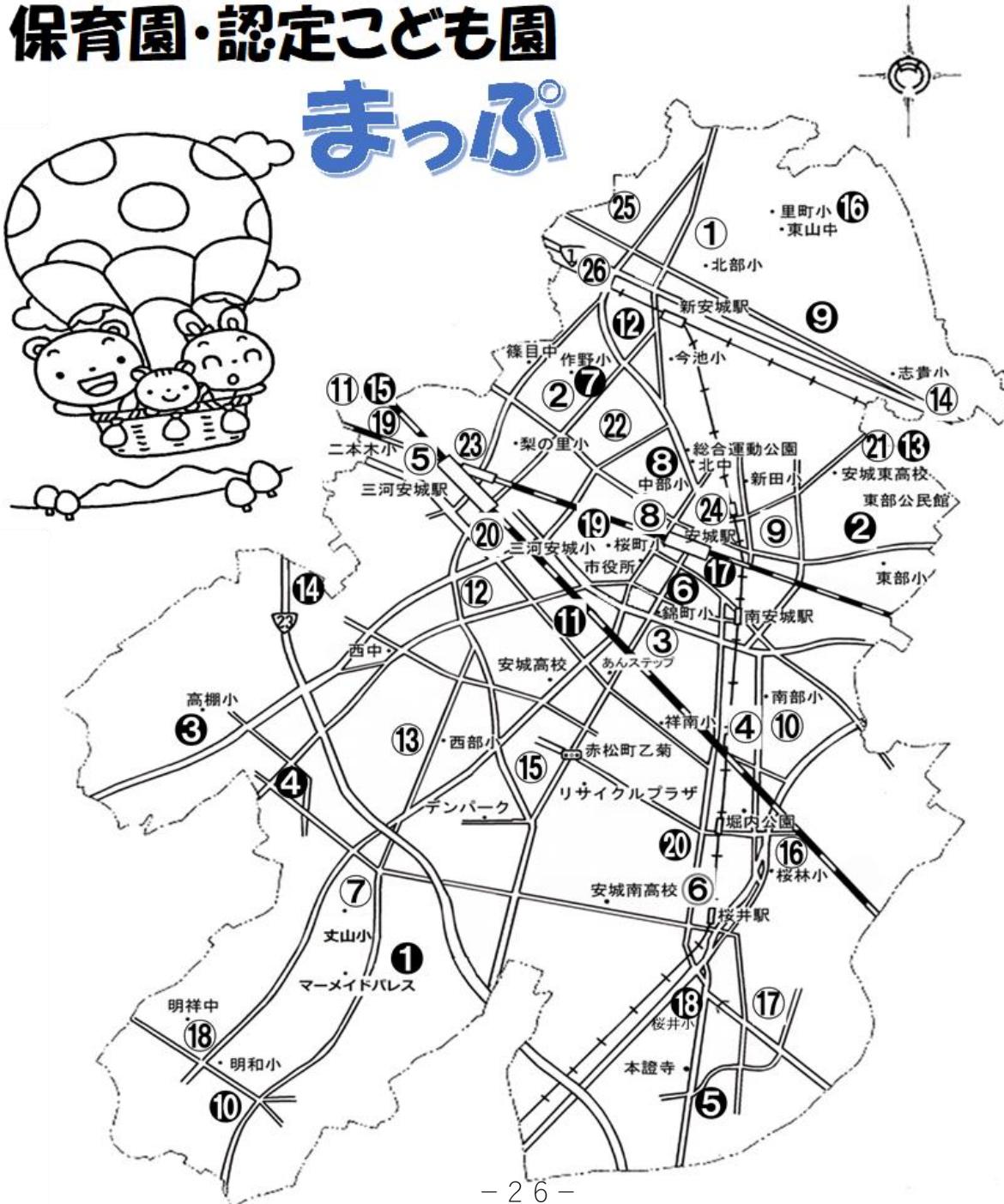
園名	番号	所在地	電話番号	開園時間	保育年齢	定員	備考
認定こども園 私立	根崎こども園	⑩ 根崎町西根 64-1	92-0089	7:15~18:15	6か月~5歳児	100	一時
	てらべクリエイティブ こども園	⑪ 百石町 1-22-12	76-6714	7:15~20:00	"	273	
	子宝保育園	⑫ 今池町 1-24-18	97-8588	7:30~18:30	6週間~5歳児	102	
	慈恵幼稚園	⑬ 西別所町中新田 18	75-6237	"	3歳児~5歳児	315	
	第二慈恵幼稚園	⑭ 高棚町芦池 223-2	75-3646	"	6か月~5歳児	345	
	にほんぎ幼稚園	⑮ 美園町 2-4-5	75-6277	"	6か月~5歳児	316	
	スマイリーこども園 さとまち	⑯ 里町御坊主 153	70-9922	7:15~20:00	6週間~5歳児	136	
	光徳保育園	⑰ 御幸本町 6-17	76-2540	"	6か月~5歳児	94	一時・特定
	桜井こども園	⑱ 小川町清水道 4-1	70-7727	"	6週間~5歳児	130	一時 (6か月~)
	ブライトこども園 安城桜町	⑲ 桜町 7-14	77-0190	"	"	140	
	麦のうさぎ保育園	⑳ 堀内町カラ桶 17	70-8839	7:30~19:30	6か月~5歳児	95	一時

●麦のうさぎ保育園は令和7年度から認定こども園へ移行する予定です。

保育園・認定こども園



まっぷ



各園ホームページ紹介

★公立保育園★

安城保育園



あけぼの保育園



和泉保育園



さくら保育園



二本木保育園



ゆたか保育園



錦保育園



作野保育園



★事業団保育園★

南部保育園



西部保育園



東端保育園



志貴保育園



小川保育園



みのわ保育園



新田保育園



赤松保育園



みその保育園



桜井保育園



★私立保育園★

安城北すずらん
保育園



よさみ保育園



こひつじ保育園



第2よさみ保育園



じけいの森保育園



げんきのもり
保育園



あおぞらサニー
サイド保育園



ちいさなこだから
保育園



★公立こども園★

城ヶ入こども園



東部こども園



高棚こども園



えのきこども園



三ツ川こども園



★事業団こども園★

安城こども園



さくのこども園



安城北部こども園



東栄こども園



★私立こども園★

根崎こども園



てらべクリエイティブこども園



子宝保育園



慈恵幼稚園



第二慈恵幼稚園



にほんぎ幼稚園



スマileyこども園さとまち



光徳保育園



桜井こども園

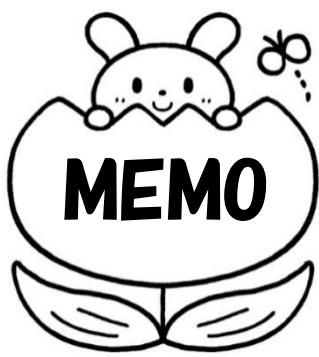


ブライトこども園
安城妙町



麦のうさぎ保育園







(問い合わせ先 安城市役所保育課入園係 電話0566-71-2228)